

【機密性2】

令和8年3月16日

常任委員会委員 各位

大阪地方裁判所長

常任委員会諮問事項について

下記の事項について、持ち回りにより諮問します。

記

- 1 事務分配及び裁判官の配置等規程の一部改正について（令和8年3月25日実施分）

別紙1のとおり

- 2 事務分配及び裁判官の配置等規程の一部改正について（令和8年3月31日実施分）

別紙2のとおり

- 3 事務分配及び裁判官の配置等規程の一部改正について（令和8年4月7日実施分）

別紙3のとおり

(別紙1)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更(案)

(令和8年3月16日諮問)

(令和8年3月25日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1	(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部(保全部)(毎日)	第1民事部(保全部)(毎日)
裁 判 官 松 永 栄 治	裁 判 官 松 永 栄 治
" 斗 谷 匡 志	" 斗 谷 匡 志
" (職代) 村 上 貴 昭	" (職代) 村 上 貴 昭
" 島 崎 早 織	" 前 田 早 織
" XXXXXXXXXX	" XXXXXXXXXX
" 秦 卓 義	" 秦 卓 義
" 橋 本 康 平	" 橋 本 康 平
" 佐 藤 克 郎	" 佐 藤 克 郎
" 吉 澤 孝	" 吉 澤 孝
" 伊 藤 佳 子	" 伊 藤 佳 子
" 北 岡 佑 太	" 北 岡 佑 太
" 枚 田 雅 樹	" 枚 田 雅 樹
" 田 中 宏 明	" 田 中 宏 明
" 松 本 幸 奈	" 松 本 幸 奈
(中略)	(中略)
	附 則
	<u>この規程は、令和8年3月25日から施行する。</u>

(別紙2)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更 (案)

(令和8年3月16日諮問)

(令和8年3月31日実施)

現 行	変 更 後												
<p>(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第3刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁 判 官</td> <td style="text-align: center;">御 山 真 理 子</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>(大阪家裁へ)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">辻 井 由 雅</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">善 元 貴 大</td> </tr> </table> <p>(中略)</p>	裁 判 官	御 山 真 理 子		<u>(大阪家裁へ)</u>	"	辻 井 由 雅	"	善 元 貴 大	<p>(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第3刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁 判 官</td> <td style="text-align: center;">辻 井 由 雅</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">善 元 貴 大</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和8年3月31日から施行する。</u></p>	裁 判 官	辻 井 由 雅	"	善 元 貴 大
裁 判 官	御 山 真 理 子												
	<u>(大阪家裁へ)</u>												
"	辻 井 由 雅												
"	善 元 貴 大												
裁 判 官	辻 井 由 雅												
"	善 元 貴 大												

(別紙 3)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更 (案)

(令和 8 年 3 月 1 6 日諮問)

(令和 8 年 4 月 7 日実施)

現 行	変 更 後
(第 2 編 (本庁民事部) 第 3 章第 1 0 条第 1 項) 別表 1	(第 2 編 (本庁民事部) 第 3 章第 1 0 条第 1 項) 別表 1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第 1 民事部 (保全部) (毎日)	第 1 民事部 (保全部) (毎日)
裁 判 官 松 永 栄 治 (第 4 刑事部へ)	裁 判 官 横 田 典 子 (第 2 民事部から)
” 斗 谷 匡 志	” 斗 谷 匡 志
” 山 中 洋 美	” 山 中 洋 美
” 前 田 早 織	” 前 田 早 織
” 藤 崎 彩 菜	” 藤 崎 彩 菜
” 佐 藤 克 郎	” 佐 藤 克 郎
” 大 島 眞 美	” 大 島 眞 美
” 吉 澤 孝	” 吉 澤 孝
” 北 岡 佑 太	” 北 岡 佑 太
” 枚 田 雅 樹	” 枚 田 雅 樹
第 2 民事部 (租税・行政部) (月火水金)	第 2 民事部 (租税・行政部) (月火水金)
裁 判 官 横 田 典 子 (第 1 民事部へ)	裁 判 官 山 本 拓 (第 1 6 民事部から)
” 宮 崎 陽 介	” (兼) 横 田 典 子 (兼務発令)
” (兼) 三 木 裕 之	” 宮 崎 陽 介
” 藤 村 享 司	” (兼) 三 木 裕 之
(中略)	” 藤 村 享 司
第 1 6 民事部 (普通部) (月水木金)	第 1 6 民事部 (普通部) (月水木金)
裁 判 官 山 本 拓 (第 2 民事部へ)	裁 判 官 後 藤 誠 (大阪高裁から)
” 坂 本 雅 史	” (兼) 山 本 拓 (兼務発令)
” 古 市 賢 吾	” 坂 本 雅 史
	” 古 市 賢 吾

" (兼) 川崎 陽	" (兼) 川崎 陽
(中略)	(中略)
(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3	(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第4刑事部 (普通部) (毎日)	第4刑事部 (普通部) (毎日)
<u>裁判官</u> 井上直哉 (広島地裁へ)	<u>裁判官</u> 松永栄治 (第1民事部から)
" (兼) 島崎 航	" (兼) 島崎 航
" (兼) 水城 真那花	" (兼) 水城 真那花
(中略)	(中略)
第9刑事部 (普通部) (毎日)	第9刑事部 (普通部) (毎日)
<u>裁判官</u> (兼) 井上直哉 (兼務解消)	<u>裁判官</u> (兼) 松永栄治 (兼務発令)
" (兼) 島崎 航	" (兼) 島崎 航
" (兼) 水城 真那花	" (兼) 水城 真那花
(中略)	(中略)
第11刑事部 (普通部) (毎日)	第11刑事部 (普通部) (毎日)
<u>裁判官</u> (兼) 井上直哉 (兼務解消)	<u>裁判官</u> (兼) 松永栄治 (兼務発令)
" (兼) 島崎 航	" (兼) 島崎 航
" (兼) 水城 真那花	" (兼) 水城 真那花
(中略)	(中略)
(第5編 (管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5	(第5編 (管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5

<p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第2 民事特殊事件係(即決和解、公示催告、督促保全、非訟等) (毎日)</p> <p style="text-align: center;"><u>裁判官(兼)松永栄治</u> (兼務解消)</p> <p style="text-align: center;">" 田中俊次</p> <p style="text-align: center;">" 内藤智機</p> <p style="text-align: center;">" 藤本憲司</p> <p style="text-align: center;">" 三瀬英祐</p> <p style="text-align: center;">" 濱田竜也</p> <p style="text-align: center;">" 村田昌三</p> <p style="text-align: center;">" 小川親治</p> <p style="text-align: center;">" (兼)宇都宮庫敏</p> <p style="text-align: center;">" (兼)伊藤雅之</p> <p style="text-align: center;">" (兼)池尻修三</p> <p>(中略)</p> <p>第6編 司法行政事務の代理順序</p> <p>(司法行政事務の代理)</p> <p>第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第1順位 裁判官 井上直哉</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2順位 裁判官 松永栄治</u></p> <p style="text-align: center;">第3順位 裁判官 渡部市郎</p> <p>(中略)</p>	<p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第2 民事特殊事件係(即決和解、公示催告、督促保全、非訟等) (毎日)</p> <p style="text-align: center;"><u>裁判官(兼)横田典子</u> (兼務発令)</p> <p style="text-align: center;">" 田中俊次</p> <p style="text-align: center;">" 内藤智機</p> <p style="text-align: center;">" 藤本憲司</p> <p style="text-align: center;">" 三瀬英祐</p> <p style="text-align: center;">" 濱田竜也</p> <p style="text-align: center;">" 村田昌三</p> <p style="text-align: center;">" 小川親治</p> <p style="text-align: center;">" (兼)宇都宮庫敏</p> <p style="text-align: center;">" (兼)伊藤雅之</p> <p style="text-align: center;">" (兼)池尻修三</p> <p>(中略)</p> <p>第6編 司法行政事務の代理順序</p> <p>(司法行政事務の代理)</p> <p>第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第1順位 裁判官 松永栄治</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2順位 裁判官 横田典子</u></p> <p style="text-align: center;">第3順位 裁判官 渡部市郎</p> <p>(中略)</p> <p>附則</p> <p><u>この規程は、令和8年4月7日から施行する。</u></p>
---	---

名前	3月16日付け諮問事項(3月25日実施分)について	3月16日付け諮問事項(3月31日実施分)について	3月16日付け諮問事項(4月7日実施分)について	御意見記入欄(御意見のある場合のみ記入ください。)
渡部 市郎	[Redacted Content]			
和久田 齊				
末弘 陽一				
鈴木 紫門				
林 潤				
黒野 功久				
三村 三緒				
横田 典子				
井上 直哉				
伊藤 祐貴				
尾藤 淳哉				
六郷 和紀				
松永 栄治				

【機密性2】

常任委員会諮問事項の措置について

常任委員会（令和8年3月16日）に諮問した下記の事項について、措置する。

記

- 1 事務分配及び裁判官の配置等規程の一部改正について（令和8年3月25日実施分）

別紙1のとおり

- 2 事務分配及び裁判官の配置等規程の一部改正について（令和8年3月31日実施分）

別紙2のとおり

- 3 事務分配及び裁判官の配置等規程の一部改正について（令和8年4月7日実施分）

別紙3のとおり

令和8年3月18日

大阪地方裁判所長

(別紙1)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更(案)

(令和8年3月16日諮問)

(令和8年3月25日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1	(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部(保全部)(毎日)	第1民事部(保全部)(毎日)
裁判官 松永栄治	裁判官 松永栄治
〃 斗谷匡志	〃 斗谷匡志
〃 (職代)村上貴昭	〃 (職代)村上貴昭
〃 島崎早織	〃 前田早織
〃 ()	〃 ()
〃 秦卓義	〃 秦卓義
〃 橋本康平	〃 橋本康平
〃 佐藤克郎	〃 佐藤克郎
〃 吉澤孝	〃 吉澤孝
〃 伊藤佳子	〃 伊藤佳子
〃 北岡佑太	〃 北岡佑太
〃 枚田雅樹	〃 枚田雅樹
〃 田中宏明	〃 田中宏明
〃 松本幸奈	〃 松本幸奈
(中略)	(中略)
	附 則
	<u>この規程は、令和8年3月25日から施行する。</u>

(別紙2)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更(案)

(令和8年3月16日諮問)

(令和8年3月31日実施)

現 行	変 更 後												
<p>(第3編(本庁刑事部)第3章第22条第1項)別表3</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第3刑事部(普通部)(毎日)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁 判 官</td> <td style="text-align: center;">御 山 真 理 子</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(大阪家裁へ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">辻 井 由 雅</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">善 元 貴 大</td> </tr> </table> <p>(中略)</p>	裁 判 官	御 山 真 理 子		(大阪家裁へ)	"	辻 井 由 雅	"	善 元 貴 大	<p>(第3編(本庁刑事部)第3章第22条第1項)別表3</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第3刑事部(普通部)(毎日)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁 判 官</td> <td style="text-align: center;">辻 井 由 雅</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">善 元 貴 大</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和8年3月31日から施行する。</u></p>	裁 判 官	辻 井 由 雅	"	善 元 貴 大
裁 判 官	御 山 真 理 子												
	(大阪家裁へ)												
"	辻 井 由 雅												
"	善 元 貴 大												
裁 判 官	辻 井 由 雅												
"	善 元 貴 大												

(別紙3)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更(案)

(令和8年3月16日諮問)

(令和8年4月7日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1	(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部(保全部)(毎日)	第1民事部(保全部)(毎日)
裁判官 松永栄治 (第4刑事部へ)	裁判官 横田典子 (第2民事部から)
” 斗谷匡志	” 斗谷匡志
” 山中洋美	” 山中洋美
” 前田早織	” 前田早織
” 藤崎彩菜	” 藤崎彩菜
” 佐藤克郎	” 佐藤克郎
” 大島眞美	” 大島眞美
” 吉澤孝	” 吉澤孝
” 北岡佑太	” 北岡佑太
” 枚田雅樹	” 枚田雅樹
第2民事部(租税・行政部)(月火水金)	第2民事部(租税・行政部)(月火水金)
裁判官 横田典子 (第1民事部へ)	裁判官 山本拓 (第16民事部から)
” 宮崎陽介	” (兼)横田典子 (兼務発令)
” (兼)三木裕之	” 宮崎陽介
” 藤村享司	” (兼)三木裕之
(中略)	” 藤村享司
第16民事部(普通部)(月水木金)	第16民事部(普通部)(月水木金)
裁判官 山本拓 (第2民事部へ)	裁判官 後藤誠 (大阪高裁から)
” 坂本雅史	” (兼)山本拓 (兼務発令)
” 古市賢吾	” 坂本雅史
	” 古市賢吾

<p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第2 民事特殊事件係(即決和解、公示催告、督促保全、非訟等) (毎日)</p> <p style="text-align: center;"><u>裁判官(兼) 松永栄治</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(兼務解消)</u></p> <p style="text-align: center;">" 田中俊次</p> <p style="text-align: center;">" 内藤智機</p> <p style="text-align: center;">" 藤本憲司</p> <p style="text-align: center;">" 三瀬英祐</p> <p style="text-align: center;">" 濱田竜也</p> <p style="text-align: center;">" 村田昌三</p> <p style="text-align: center;">" 小川親治</p> <p style="text-align: center;">" (兼) 宇都宮庫敏</p> <p style="text-align: center;">" (兼) 伊藤雅之</p> <p style="text-align: center;">" (兼) 池尻修三</p> <p>(中略)</p> <p>第6編 司法行政事務の代理順序</p> <p>(司法行政事務の代理)</p> <p>第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第1順位 裁判官 井上直哉</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2順位 裁判官 松永栄治</u></p> <p style="text-align: center;">第3順位 裁判官 渡部市郎</p> <p>(中略)</p>	<p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第2 民事特殊事件係(即決和解、公示催告、督促保全、非訟等) (毎日)</p> <p style="text-align: center;"><u>裁判官(兼) 横田典子</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(兼務発令)</u></p> <p style="text-align: center;">" 田中俊次</p> <p style="text-align: center;">" 内藤智機</p> <p style="text-align: center;">" 藤本憲司</p> <p style="text-align: center;">" 三瀬英祐</p> <p style="text-align: center;">" 濱田竜也</p> <p style="text-align: center;">" 村田昌三</p> <p style="text-align: center;">" 小川親治</p> <p style="text-align: center;">" (兼) 宇都宮庫敏</p> <p style="text-align: center;">" (兼) 伊藤雅之</p> <p style="text-align: center;">" (兼) 池尻修三</p> <p>(中略)</p> <p>第6編 司法行政事務の代理順序</p> <p>(司法行政事務の代理)</p> <p>第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第1順位 裁判官 松永栄治</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2順位 裁判官 横田典子</u></p> <p style="text-align: center;">第3順位 裁判官 渡部市郎</p> <p>(中略)</p> <p>附則</p> <p><u>この規程は、令和8年4月7日から施行する。</u></p>
---	---